# 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利 用 契 約 書

### 介護老人保健施設 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

#### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設海辺の郷(以下「施設」という。)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者又は利用者に対する責任を負うもの(以下「保証人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

#### (適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。
  - 但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
  - 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

#### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、本約款に 基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除・終了す ることができます。

#### (当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に揚げる場合には、本約款に基づく通所リハビ リテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了すること ができます。
  - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
  - ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を3ヵ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設・当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

#### (利用料金)

- 第5条 利用者及び保証人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)サービスの対価として、「利用料金表」の利用単位ご との料金をもとに計算された月ごとの合計金額及び利用者が個別に利用したサービスの 提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、法改正や利 用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
  - 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計金額の請求書及 び明細書を毎月15日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して当施設に対し、当該合 計金額をその月の末日までに支払うものとします。但し、やむを得ない事由と認められる 場合は、双方合意した方法による支払い方法とします。
  - 3 当施設は、利用者又は保証人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、 利用者又は保証人に対して領収書を発行します。

#### (記録)

- 第6条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
  - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄与を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含む。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

#### (身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は 保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を、別紙3のとおり定め適切に取 り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号につ いては、当施設は利用者及び保証人から、予め同意を得た上で行うこととします。
  - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護事業所、地域包括支援センター、介護予防支援事業所等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
  - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

- 第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力 医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
  - 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとと もに、事故内容についての記録を行い、事故発生に至った原因を検証し、更に専門委員会 による分析を行い、再発防止策を講じます。

#### (要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

#### (賠償責任)

- 第12条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当施設の 責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
  - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、 利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 重要事項説明書

#### (介護予防) 通所リハビリテーションについて

#### ◆ 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### ◆ (介護予防)通所リハビリテーションについての概要

(介護予防)通所リハビリテーションについては、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防)計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するに当たっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防)通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・保証人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

#### ◆ 利用者負担の額

利用者負担の額は、次のとおりとします。

- ・ 保険給付の自己負担額は、別に定める料金表によりお支払いください。
- ・ 料金表については、法改正により変動することがあります。
- ・ 利用料として、食費・教育娯楽費・基本時間外施設利用料・おむつ代・区域外の場合は送迎費・その他の費用等利用料を利用負担説明書に掲載の料金によりお支払いください。

施設は、上記に掲げる費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書による説明を行い、利用者の同意をいただきます。

#### ◆ 支払方法

- ・ 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- ・ お支払方法は、現金、金融機関口座自動引き落としの2方法があります。 利用申し込み時にお選びください。

## 介護老人保健施設 海辺の郷 のご案内 (令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

• 運 営 主 体 医療法人 清和会

· 所 在 地 愛媛県松山市柳原739番地

• 管 理 者 名 理事長 鶴井雅敏

・ 施 設 名 介護老人保健施設 海辺の郷

· 所 在 地 愛媛県松山市柳原739番地

· 開設年月日 平成6年4月27日

· T E L 089-992-5050

• F A X 089-992-5088

施設長名 米川幸彦

介護保険指定番号介護老人保健施設(第3857780206号)

・ 敷 地 面 積 5,049.12㎡

· 延 床 面 積 2,868.63㎡

・ 建 物 構 造 鉄筋コンクリート2階建

#### 2. サービス提供地域

· 松山市(旧北条地区)

- 3. (介護予防)通所リハビリテーションの目的と運営方針
  - ・ 目 的 当事業所は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある 高齢者等に対し、適正なリハビリテーション計画を立て実施し、利用 者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。
  - ・ 運 営 方 針 当事業所は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

また明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性 豊か」に過ごすことができるように努めます。

#### 4. 職員体制

・ 施 設 長 1名(医師兼務) 総括管理・指導、医療

・ 医 師 1名(施設長兼務) 管理・指導・医療

· 介護職員 7名 介護

・ 看 護 職 員名 看護

作業療法士1名機能訓練

理学療法士 1名(非常勤) 機能訓練

#### 5. 利用定員

1日当たり 20名

#### 6. 営業日及び営業時間

- ・ 営 業 日 月~金曜日(祝日は営業)
- ・ 休 業 日 土・日曜日、8月15日、地方祭、12月29日~1月3日 その他施設が定めた日
- · 営業時間 午前8時30分~午後5時00分

#### 7. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービス計画の立案
- ② 食事(昼食・おやつ)
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練(理学療法・作業療法等のリハビリテーション)
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 行政手続き相談
- ⑩ 送迎サービス (通常の送迎の実施地域:旧北条市の地域)
- (11) その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくもの もありますので、具体的にご相談ください。

#### 8. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇ 協力医療機関 北条病院(総合診療科) 松山市河野中須賀288-5

和ホスピタル(精神科) 松山市柳原739番地

◇ 協力歯科医院 堀本歯科医院 松山市柳原332番地

清水歯科医院 松山市苞木甲8-3

山崎歯科医院 松山市下難波474-1

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

#### 9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙については原則禁止します。
- ・ 設備、備品の利用については、利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- ・ 全ての所持品には必ず氏名を記入してください。
- ・ 金銭及び貴重品の管理は、原則行っておりません。
- ペットの持ち込みは、お断りしております。

#### 10. 非常被害対策

· 災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画 を定めて事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該計画に基づき、また、消防第8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

• 防災設備

自動火災報知設備、避難階段、屋内消火栓、非常通報装置、漏電警報器、非常用電源、 スプリンクラー

• 消防計画

自衛消防隊を組織し、職員の訓練・研修、設備の点検実施に努めています。

・ 災害への地域連携、対応強化

災害時は、地域連携が不可欠であることを踏まえ、訓練実施に当たっては地域住民の 参加が得られるよう努めています。

#### 11. 感染症対策の強化

当事業所は、感染症の発生及び拡大防止に対する対策を強化します。

- ・感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施
- ・ 訓練(シミュレーション)の実施

#### 12. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。

- ・業務継続に向けた計画(業務継続計画)の策定
- ・研修の実施
- ・訓練(シミュレーション)の実施

#### 13. 認知症に係る仕組み

当事業所は、職員の認知症対応力の向上と利用者の尊厳に資する観点から、研修の受講状況、取り組み状況について公表することとします。

#### 14. 高齢者虐待防止の推進

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止します。

- ・高齢者虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修の実施
- ・訓練(シミュレーション)の実施
- ・ 担当者の設置

虐待防止に関する責任者	施設長 米川 幸彦
虐待防止に関する担当者	通所リハビリテーション責任者
	岡本 美喜

#### 15. ハラスメント対策の強化

当事業所は、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策を 強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務 を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講じます。

#### 16. 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に質の高いリハビリテーションを実施する観点から医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し内容を把握する事を義務付ける。

#### 17. 記録の保存

当事業所はサービス提供に関する諸記録を整備し、そのサービス完結の日から5年間保存するものとします。

#### 18. 苦情等の相談

当事業所には、苦情相談の担当者がおりますので、お気軽にご相談ください。速やかに対応いたします。また、受付等に設置した「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出ることもできます。

◇ 担 当 者 岡本 美喜(介護福祉士)

電話番号 089-992-5050

営 業 日 月~金 8:30~17:00

また、市町村等の各機関においても苦情等の相談に応じます。

◇ 松山市指導監査課 介護事業者 指定・指導担当 <平日 8: 30~17: 15>

所 在 地 松山市二番町四丁目7番地2

電話番号 089-948-6968

◇ 愛媛県国民健康保険団体連合会(介護・事業課) <平日 8: 30~17: 15>

所 在 地 松山市高岡町101番地1

電話番号 089-968-8700

◇ 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 <平日 9:00~12:00、13:00~16:30 >

所 在 地 松山市持田町三丁目8番15号

電話番号 089-998-3477

#### 19. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等を禁止しております。

#### 20. 第三者評価の実施状況

なし

# 個人情報保護方針(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設 海辺の郷は、個人情報保護に関する方針を以下のとおり制定し、個人情報の取扱い方法について、全職員への徹底を実践してまいります。

#### 【個人情報の取扱いについて】

当施設では、利用者及び家族の皆様への説明と納得に基づくサービス提供および個人情報の取扱いについて適正に適用し、厳正に管理する事といたします。

- (1) 個人情報の収集・利用・提供 当施設は個人情報を適法かつ公正な手段により収集、利用及び提供いたします。
- (2) 個人情報の管理

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防措置を 講じます。

(3) 個人情報の第三者提供

当施設は、第三者への利用者の情報を提供する場合、事前に収集した内容や利用の目的を開示し、利用者の同意を得ることとします。但し個人情報に適用される法律その他の規範により、当施設が従うべき法令上の業務等の特別な事情がある場合は、この限りではありません。

(4) 個人情報の開示・修正等の手続

当施設がお預かりした個人情報に関して、照会、訂正、削除を要望される場合は、お問い合わせ窓口までご請求ください。当該ご請求が当施設の業務に著しい支障をきたす場合等を除き、利用者ご本人によるものであることが確認できた場合に限り、合理的な期間内に、利用者の個人情報を開示、訂正、削除いたします。

#### 【個人情報の利用目的】

当施設では、利用者及び家族の皆様への尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

「当施設内部での利用〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
  - ① 入退所等の管理
  - ② 通所リハビリテーション利用の管理
  - ③ 会計・経理・請求
  - ④ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
  - ⑤ 各行事等への参加・結果掲示
  - ⑥ 事故等の報告

#### 〔当施設内部での利用〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、以下の業務を行うため
  - ① 家族等への心身の状況説明
  - ② 他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、 照会への回答
  - ③ 検体検査業務の委託・その他の業務委託
  - ④ 他の医療機関からの照会への回答
  - (5) 他の医療機関への通院・入院時の情報提供
  - ⑥ 利用者の診療にあたり、外部の医師等の意見・診療・助言を求める場合
- 介護保険事務に係る情報提供
  - ① 保険事務の委託
  - ② 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ③ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
  - ④ 請求・入金確認のため銀行等への確認
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

#### 【その他の利用目的】

(当施設内部での利用)

- 当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
  - ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
  - ② 当施設において行われる学生実習への協力
  - ③ 当施設において行われる教育・研修
  - ④ 介護・治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

#### 〔他の事業者等への情報提供〕

- 当施設の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
  - ① 外部監査機関への情報提供
- ※ 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、下記窓口にて受け付けております。

#### 【個人情報取扱窓口】

介護老人保健施設 海辺の郷

TEL: 089-992-5050

担当者:通所リハビリテーション責任者

岡本 美喜